

## 入善町宅地開発事業補助金の手続き(宅地購入者用)

**対 象** 対象団地として認定された団地に宅地を購入し、入居された世帯  
 ※購入後、5年以内の申請が必要です。

対象団地	みよし町	上野分譲地
	櫛山分譲地	ドリームタウン入善
	上野パークタウン	飯野マーチングタウン
	東洋紡前ニュータウン	

補助額	宅地購入時期	対象世帯	補助金額
	令和4年4月1日より前	町外の世帯のみ	50万円
	令和4年4月1日以降	町内の世帯	20万円
		町外の世帯(町外に3年以上居住)	70万円

※中学3年生以下のお子さんがある世帯は、10万円加算

※「町外の世帯」は、世帯全員が町外からの転入で、交付申請日以前に、3年以上継続して入善町外に住所を有していた方が該当します。

手続き	1	申請の相談	必ず、下記担当窓口へ事前にご相談ください。
	2	交付申請書提出	住宅が完成し、住所をうつしてから書類を提出
	3	交付決定通知	町が交付決定の通知を郵送し、補助金を交付します。

### 交付申請時の提出書類

宅地購入者補助金申請書	
土地売買契約書の写し	
建築物の検査済証の写し	富山県建築主事発行のもの
全部事項証明書(土地・建物)の写し	魚津市の法務局などで発行
住民票謄本	役場住民環境課で発行。住居移転完了後の世帯全員分の氏名、続柄を記載したもの
請求書	役場住まい・まちづくり課で発行。住所・氏名を記入して押印し、他の箇所は未記入で提出
補助金振込用通帳の写し	口座の番号と名義(ｶｷｶ部分)がわかるもの
町外からの転入を証明するための書類(該当者のみ)	戸籍の附票謄本など。 本籍のある市町村役場の窓口で、「入善町外に3年以上在住していた事を証明できる書類」と伝えてください。

### 問い合わせ

入善町役場 (3階④番窓口)

住まい・まちづくり課 定住促進・住宅係

TEL 0765-72-3841